

公用車（議長車）賃貸借（リース）契約（長期継続契約）（案）

(賃借人) 藤枝市 (以下「甲」という。) と (賃貸人) _____ (以下「乙」という。)
は、次の条項及び別途の仕様書により、公用自動車の賃貸借（リース）に関する契約を締結する。

(趣旨)

第1条 乙は、この契約の条項に従い、仕様書に定める乙所有の自動車（以下「物品」という。）を常時正常な状態で稼働し得るよう整備、点検し、甲の業務の用に供するものとし、甲はその給付の対価として乙に賃貸借料を支払うものとする。

(貸貸借期間)

第2条 令和9年3月1日から令和14年2月29日までの60カ月を賃貸借期間とする。なお、契約締結の日から令和9年2月28日までは、物品の準備期間とする。

(設置場所)

第3条 物品は、藤枝市役所に置く。

2 物品の納入場所までの搬入に要する費用は、乙の負担とする。

3 甲は、物品の納入場所を変更しようとするときは、あらかじめ乙に通知する。

(賃貸借料)

第4条 この契約における賃貸借料は月額 円（うち消費税 円）とする。

(賃貸借料等の請求)

第5条 乙は、毎月末日において、賃貸借料の支払いを甲に対して請求する。

2 甲は、乙から前項の規定による請求書を受領した時は、その日から 30 日以内に支払うものとする。

3 甲の責に帰すべき事由により、賃貸借料の支払いが遅延した場合には、乙は未受領金額につき、遅延日数に応じて、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、契約日において財務大臣が決定する率（以下「法定率」という。）を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(物品の管理)

第6条 甲は、善良なる管理者の義務をもって物品を管理する。

2 通常の故障に要する修理費用は、乙が負担する。

3 乙は、甲が故意又は重大な過失により物品に著しい損傷を与えたときは、甲に損害の賠償を請求することができる。

4 甲は、物品を譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、あらかじめ書面により乙の承諾を得た場合にはこの限りではない。

(物品の保守)

第7条 物品の保守は、乙の責任において乙又は物品の製造メーカー若しくは乙が指定する業者（以下「製造メーカー等」という。）が行うものとする。

(守秘義務)

第8条 乙は、この契約の履行にあたり知り得た甲の業務上の秘密を他に洩らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 乙は、製造メーカー等に物品の保守を行わせる場合には、前項に規定する義務を当該製造メー

カー等に義務付けなければならない。

(履行遅滞)

第 9 条 乙の責に帰すべき事由により賃貸借期間の始期に、物品を設置場所に納入することが出来ない場合には、甲は、延滞金の支払いを乙に請求することができる。

2 前項の延滞金の額は、乙がこの契約の申込みに当たり入札書に記載した金額に遅延日数に応じて、契約日における法定率を乗じて計算した額とする。

(確認事項)

第 10 条 乙又は乙の下請負者（下請負が数次にわたるときはその全てを含む。以下同じ。）は、甲に対し、暴力団関係企業等（暴力団又は暴力団員等若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。）でないことを確約する。

(契約の解除)

第 11 条 甲又は乙は、相手方がこの契約に違反した場合には、書面により相手方に通知して契約を解除することが出来る。

2 前項に規定する場合において、甲又は乙は損害があったときは、損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、乙又は乙の下請負者が暴力団関係企業等であることが認められた場合、何らの催告を要せずにこの契約を解除することができる。

4 甲が、前項の規定によりこの契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わず、また、解除により甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償する。

(不当介入を受けた場合の措置)

第 12 条 乙は、暴力団関係企業等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに市への報告及び警察への通報を行い、捜査上必要な協力をするものとする。

(予算削減に係る契約変更又は解除)

第 13 条 この契約は、地方自治法第 234 条の 3 に定める長期継続契約であり、甲は、予算の減額又は削減があった場合には、書面により乙に通知をし、いつでも契約を変更又は解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約を変更又は解除した場合において、乙に損害が生じたときは、乙はその損害の賠償を甲に請求することができる。

(契約不適合責任)

第 14 条 請負契約又はその他の契約を締結した場合において、契約者から引渡しを受けた目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないときは、市長がその不適合を知った時から 1 年以内にその旨を契約者に通知しなければ、担保の責任を負わせることはできない。

(受注者の責務)

第 15 条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく「藤枝市における障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領」（平成 28 年 3 月 11 日藤枝市長決定）第 2 条に規定する不当な差別的取扱いの禁止及び第 3 条に規定する合理的配慮の提供について留意すること。

(守秘義務)

第 16 条 乙は、この契約の履行に当たり知り得た甲の業務上の秘密を他に漏らし、又は他の目的

に使用してはならない。また、個人情報に関する貸与資料については、個人情報取扱特記仕様書に定める事項をするものとする。

(協議事項)

第 17 条 この契約に定めのない事項について、又はこの契約に疑義が生じた事項については、必要に応じて甲、乙協議のうえこれを定める。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成して、甲、乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

賃借人（甲） 藤枝市岡出山一丁目 11 番 1 号
藤枝市
市長 北村 正平

賃貸人（乙）